（基本診療料の施設基準等の一部改正）

第九条　基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第八　入院基本料等加算の施設基準等 一～六の二　（略） 六の三　超急性期脳卒中加算の施設基準等 (1)　超急性期脳卒中加算の施設基準 イ　次のいずれかに該当すること。 ①　（略） ②　次のいずれにも該当すること。 1　当該保険医療機関（別表第六の二に掲げる地域又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第五項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十二号に規定する区域に所在する保険医療機関に限る。）内に、脳卒中の診療に関する研修を受けた専任の常勤医師が一名以上配置されていること。 2　（略） ロ・ハ　（略） (2)　（略） 六の四～三十六　（略）	第八　入院基本料等加算の施設基準等 一～六の二　（略） 六の三　超急性期脳卒中加算の施設基準等 (1)　超急性期脳卒中加算の施設基準 イ　次のいずれかに該当すること。 ①　（略） ②　次のいずれにも該当すること。 1　当該保険医療機関（別表第六の二に掲げる地域又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第六項に規定する医師の数が少ないと認められる同条第二項第十四号に規定する区域に所在する保険医療機関に限る。）内に、脳卒中の診療に関する研修を受けた専任の常勤医師が一名以上配置されていること。 2　（略） ロ・ハ　（略） (2)　（略） 六の四～三十六　（略）

（健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部改正）

第十条　健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（平成三十年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法第六十五条第四項第三号ロ及び第四号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第三号ロ及び第四号の規定により算定する病床の数は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の三第一項に規定する構想区域における同法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想に定める将来の病床数の必要量から、当該構想区域における既存の病床（療養病床及び一般病床に限る。）であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数とする。	健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第三号の規定により算定する病床の数は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の三第一項に規定する構想区域における同法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める将来の病床数の必要量から、当該構想区域における既存の病床（療養病床及び一般病床に限る。）であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数とする。

（医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の一部改正）

第十一条　医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別紙 標準的な都道府県医療費の推計方法 医療費の見込みを算出する際には、以下の事項を踏まえることとする。 1～3　（略）	別紙 標準的な都道府県医療費の推計方法 医療費の見込みを算出する際には、以下の事項を踏まえることとする。 1～3　（略）